

海上自衛隊艦艇が初めて我が国の領海（北方領土海域）を航行した日

伊藤 和雄

はじめに

平成 22 年 11 月 1 日、ロシア・メドベージェフ大統領が北方四島のひとつ、国後島^{くなしり}を訪問して以来、ロシア閣僚の北方領土視察が相次いでいる。本年 2 月にも、セルジューコフ国防相が択捉島^{えとろふ}、国後島を視察している。

一方、我が国は、4 島一括返還、2 島先行返還などと国内向けの建前の論議を繰り返し、担当大臣が替わるたびに訪れる根室半島の納沙布岬^{のさっぷ}から、北方領土を遠望し、「認識を新たにした」と言っているだけである。

戦後、65 年以上に亘って、北方領土返還に向け採ってきた施策に事実上何等成果がなかった。既成事実が積み重ねられてきただけである。領土問題は、我が国の主権に係わる最も基本的事項である。

このような状況に憂いを感じながら、海上自衛隊（海自）艦艇が、北方領土に面した根室海峡を、初めて航行した日のことを思い出した。平成 9 年 5 月 18 日、大湊地方隊所属の輸送艦「ねむろ」が、戦後 52 年を経て、海上自衛隊創設から 45 年、初めて我が国の領海でありながら航行していなかった海域を航行したのである。

このとき、私は大湊地方総監部から陸上自衛隊の北部方面総監部（札幌）へ派遣された海上連絡官の配置にあった。今から 14 年も前のことであるが、記憶を辿りながら、海自艦艇が当該海域を航行したときの状況と航行に至った経緯を振り返るとともに、その意義などについても触れてみたい。

歯舞漁業組合員の嘆き

根室には根室半島の太平洋に面した花咲港と根室海峡に面した根室港の 2 つの港がある。海自艦艇の花咲港への入港実績は何回かあるが、根室港への入港は、それまではなかった。

根室港へ入港するには、太平洋からは、納沙布岬沖にある瑤瑤瑠水道^{ごようまい}を通峡するか、オホーツク海からは、知床半島を廻り、根室海峡経由で入港するかの 2 つのルートが

その方は戦前、歯舞諸島のひとつ志登島^{しぼつとう}に住んでいたが、戦後、強制的に島を追われたとのことであった。

歯舞諸島は、北方四島の一番南に位置し、幾つかの小さな島からなる群島である。歯舞漁業組合の事務所は、根室半島・納沙布岬の近くの歯舞（歯舞諸島の歯舞と同じ地名、この辺りの地名は、ほとんどアイヌ語に由来している）にあるが、組合員の中には戦前、歯舞諸島で漁業に従事していた人達も含まれている。その人達の所有していた土地は、今もそれらの島に登記されたままである。

輸送艦「ねむろ」根室海峡航行

「ねむろ」の航海計画上の航路は、根室港から北上し、野付水道^{のつけ}、根室海峡を通峡、知床半島を左に見ながら周回し、網走へ向かう航路である。全航程 133 海里、当日の当該海域における日没時刻は 18 時 38 分であり、日没前に知床半島をかわしてオホーツク海に入る予定である。



図2 北海道周辺海域

「ねむろ」艦長は、私の幹部候補生学校の同期生であった。私は、艦長に便乗を依頼し、快諾を得た。当該海域の航行は、私の海上自衛隊入隊動機にも係わる永年の懸案であった。

5月18日8時55分、日曜の朝であったが、大勢の根室市民の見送りを受けて、根室港の岸壁を離れた。航法上、最も警戒を要する水域は野付崎と国後島のケラムイ崎を結ぶ野付水道である。陸地間は約9海里

あるが、可航幅は狭く、暗礁も多い。最も狭い可航域での水深は、海図上で6.3メートルである。しかも、海図には、印刷は大正年間、海軍水路部作製とある。補正が加えられるとはいえ、心配である。幸い視界はよく、国後島をはっきり視認できた。

野付水道通狭30分前、早めに航海保安の部署についた。水深の読みが刻々と艦橋に上がってくる。水深が10メートルを切ったときは、さすがに、船乗りとの評価の高いベテランの艦長も、やや緊張した面持ちであった。確か、最も浅い水深として7.5メートルまで数えた後、報告される数値が上がり、最浅部を渡ったことを確信し、

安堵したのを覚えている。

私は、この時、思ったのは、もし地殻が 6.3 メートル隆起すれば、北海道と国後島は陸続きになり、国後島は島ではなく北海道の一部となる、ということである。同時に護衛艦は、やはり航行できないと、確認できた。

もちろん、根室海峡航行に際し、最大の懸念はロシア（旧ソ連）側の対応である。現在、日本もロシアも領海は 12 海里である。仮に北方四島がロシアの国土とすると北方四島と北海道の間の距離が 24 海里未満の箇所は、両国の中間線が国境となる。根室海峡は、両国の距離は 24 海里以内である。我が国は、北方四島の主権を主張しているため公式には中間線を認めていない。しかし実態として中間のラインは存在し、ロシアはこの中間のラインを日本漁船の捕獲ラインとして支配している。

北海道は、中間のラインの内側に漁業規制ラインを引き、規制ラインよりロシア側への漁船の立入りを自主規制している。したがって、この規制ラインを越えると道の条例で罰せられるし、それよりも何よりもロシアの警備艇に^{だほ}拿捕される。危害が加えられ、抑留後は法外な保釈金が待っている。「ねむろ」は、中間のラインの内側約 2～5 海里に航路を設定していた。

11 時 30 分頃、水上レーダーに国後方面から近接する映像を捉えた。間もなくその方向に船影を視認した。ソ連国境警備隊（現ロシア国境警備局）所属のズベトリャク級警備艇「104 号」である。一瞬緊張が走った。

目標を識別したのは、艦の見張りではなく、「ねむろ」に便乗していた陸上自衛官である。彼は、監視を主任務とする知床半島・羅臼^{らうす}の部隊に所属していた。彼は、「私は長いこと羅臼で北方四島を監視していましたが、こんなに近くで国後を見たのは、初めてです」と感慨深げに語っていた。

警備艇は、中間のライン付近を反航状態で近接した後、反転、国後方面へ離れた。最近接距離は 6 海里であった。後に、警備艇の運動について、海上保安庁に聞いたところ、警備艇の通常の監視行動であり、特別な対応ではない、とのことであった。14 時 30 分、警備艇がレーダーの映像から消えた。

「ねむろ」は知床岬をかわり、オホーツク海へ入り、網走へ向け、通常の航行態勢へ移行した。私は、満ち足りた気持ちで知床連山の景色を眺めることができた。海自艦艇として、唯一我が国の領海でありながら航行していなかった海域を航行した 1 日が終わった。

ちなみに、この日、海上保安庁（海保）洋上において、陸上自衛隊（陸自）は沿岸において、不測の事態の備え、警戒態勢を敷いていた。海保は3隻の巡視船を根室海峡の3箇所に配置していた。陸自は、拠点での監視と併せ、沿岸伝いを車輛で移動しながら監視していた。

瑛瑠瑠水道、根室海峡航行に至った経緯

北方四島と北海道の中間のラインが、実質的にロシアとの国境ということで、この線を越えてロシア側で操業すると、ロシアの警備艇に拿捕される。戦後、ソ連時代も含め、ロシアの警備艇に拿捕された漁船は1,330隻以上、乗組員は1万人近くいる。銃撃により、命を落とした者も30名以上いる。しかも、船は返還されず、漁民の解放に際しては莫大な保釈金を要求される。これに対し、巡視船は、漁船に警告する、漁船と警備艇の間に割り込み、その間に漁船を逃がす程度の対応しかできない。

北海道で育った私には、幼い頃から拿捕のニュースは頻繁に聞いており、父の友人も抑留されたことから、他人事ではなかった。海上自衛隊は何をしているのだろうと素朴な疑問を持っていた。

平成6年8月、私は、念願が叶い、余市防備隊司令の職を得た。隷下の戦力は、魚雷艇1隻と50トン型ミサイル艇2隻である。平成7年度の大湊地方隊指揮官会議で、ミサイル艇での北海道周航を願い出た。周航の目的は、災害派遣などに備え、海域航行の実績を積むことであったが、本音は根室海峡、瑛瑠瑠水道を通峡して道東方面での海自艦艇のプレゼンスを示すことにあった。このときは、「時期尚早」とのことで承認が得られなかった。しかし、この会議に参加していたF函館基地隊司令が、この話を覚えてくれていた。

平成8年10月、私は既に余市防備隊司令の職を離れていたが、F函館基地隊司令が、大湊地方総監の承認を得て、先に述べた第17掃海隊の瑛瑠瑠水道初航行が実現したのだ。私のような一現場指揮官から提言されるまでもなく、本案件は、既に海上幕僚監部、大湊地方総監部も検討していたとは思われるが、後にF司令から、「お前のアイデアを俺が買った」と言われたときは嬉しかった。

この時期、海自艦艇が同海域を航行できる幾つかの環境条件が醸成されていた。

一つは、東西冷戦が終わり、ソ連の経済的困窮からか、国境警備の態勢も緩和されていた。

もう一つは、海図が整備されたことである。海保は、不十分なながらも根室海峡北海道側の最近の測量結果を補正図として発行した。

また、ソ連側の海図も入手できていた。しかし、これは極めていい加減な海図で、中間線も引かれていたが、海峡の中間点となる数ポイントを直線で結んだだけで、折れ線グラフのような線である。これに対し日本側の海図は、中間のラインは精密に描かれている。こんなソ連の不正確な中間線で、漁船が越境したとして、拿捕されていたのであれば、腹立たしい限りである。

北方四島の歴史と法的地位

北方四島の現在に至った歴史的経緯と法的位置について、その概要をまとめてみたい。

歴史は、江戸時代にさかのぼる。

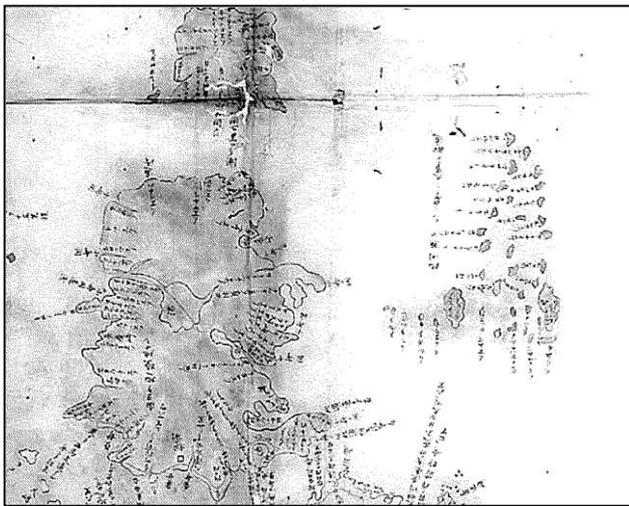


図3 正保御絵図

・ 1635（寛永12）年、松前藩は蝦夷地を探検し、択捉島、国後島や北方の島々の地図を作製する。図3は、1644（正保元）年、松前藩が提出した地図に基づき幕府が作製した地図「正保御絵図」である。「クナシリ、エトロホ、ウルフ」などの島の名前が記されている。幕末には、幕府直轄の天領となり、運上屋も置かれ、松前、東北諸藩が輪番で常駐警備に当たっている。

- ・ 1811（文化8）年には、松前藩は、国後島泊港に立ち寄ったロシアの軍艦「ディアナ号」のゴロヴニン艦長以下8名の乗組員を捕縛している。彼等は、後に、ロシアの捕虜となった廻船業者高田屋嘉平と交換釈放される。
- ・ 1855（安政2）年、日露通好条約が結ばれ、日露間の国境が画定した。国境をウルップ水道とし、択捉島以南が日本領と確認された。
- ・ 1875（明治8）年、樺太・千島交換条約が締結され、クリル諸島（千島列島）を千島国に入れ、千島列島北端の占守島しゅむしゅまでの全てが日本領となる。このときクリル諸島として列記されたのはウルップ島以北の島であり、択捉島以南の島は含まれ

ていない。

- 1905（明治 38）年、日露戦争後のポーツマス講和条約で、我が国は、軍費償還要求を撤回する見返りとして、ロシアから南樺太の領有権を得る。
- 1943（昭和 18）年、カイロ宣言、米国、英国、中国 3 国の戦後処理に関する共同宣言である。ソ連は参加していない。この宣言の中で、日本が奪取し、又は占領している太平洋の島嶼を剥奪し、満州、台湾及び澎湖島は中華民国に返還するとしている。また、同時に 3 国は、自国のために何等も領土的要求はしないとしている。しかし、米国は、要求はしないとしながら、我が国が放棄した太平洋の島嶼については、現在も領有している。この宣言では、クリル諸島については触れられていない。
- 1945（昭和 20）年 2 月 11 日、ヤルタ協定、米国、英国、ソ連の 3 国間で協定した対日処理に関する秘密協定である。この協定では、クリル諸島をソ連に引き渡すとしている。
- 同年、8 月 8 日、ソ連、対日宣戦布告、8 月 15 日、日本、ポツダム宣言受諾、8 月 18 日、ソ連軍は、千島列島・占守島に上陸、以後南下し、9 月 3 日には歯舞諸島に上陸、北方領土占有し、現在に至っている。

降伏した軍人と行政に係わっていた民間人はシベリヤ送りとなった。ポツダム宣言受諾後、侵攻したソ連軍と島の住民との間で多くの悲劇が繰り返されている。ロシアは、9 月 2 日を「対日戦勝記念日」に制定しているが、これは、8 月 15 日以降の軍事行動を正当化するためである。

先の大戦で、聯合艦隊の真珠湾攻撃発進基地となったのは、択捉島である。戦争の最初と最後の舞台が北方四島であった。

- 1951（昭和 26）年、サンフランシスコ講和条約調印（ソ連は調印せず）、我が国は千島列島（クリル諸島）の権利、請求権を放棄した。

問題は、権利を放棄したクリル諸島に択捉島、国後島が含まれるかどうかである。両島は、1875 年の樺太・千島交換条約では、クリル諸島に含まれていない。色丹島、^{しこたん}歯舞諸島は元々千島列島にも含まれていない。

また、放棄したとしても帰属先は明らかでなく法的には無主の島である。そもそもロシアは、サンフランシスコ講和条約に調印していない。ロシアが主張する占有の根

拠は、ヤルタ協定であるが、これは我が国が関知しない第3国間の協定であり、我が国がこれに従う根拠とはならない。

我が国は、ポツダム宣言を受諾したが、その中に「カイロ宣言」の条項を履行するとある。これにより、太平洋の島嶼、満州、台湾、澎湖島を放棄したのは事実である。

北方四島は、歴史的にも法的にも我が国固有の領土であり、放棄したウルップ島以北のクリル諸島も帰属先がなく、また南樺太でさえ、我が国の領土と主張できる根拠がある。

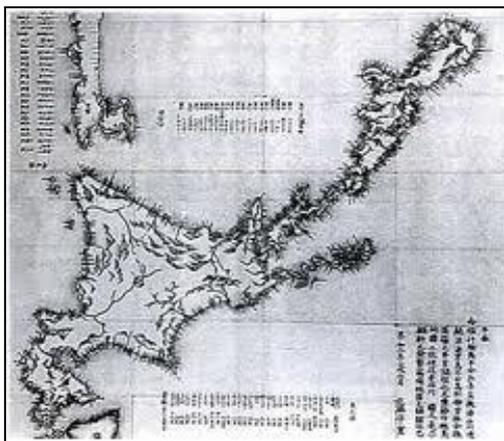


図4 蝦夷地図

樺太は、江戸時代は北蝦夷と呼ばれており、蝦夷（北海道）に付属した北方圏の領土であった。だからこそ、1875年の千島・樺太交換条約で、樺太をロシアに譲渡し、我が国が千島を獲得した。

図4は、1799（寛政11）年、幕府が作製した蝦夷地図である。

ポツダム宣言の趣旨に照らしあわせれば、南樺太は、暴力で奪取した土地ではなく、日露戦争の結果、講和条約で我が国の領土となった土地である。

仮に、今の日本が中国で、ロシアが日本であれば、中国は、千島列島全てと南樺太も自国の領土と主張するであろう。

北方領土と海洋權益

1994年に発効した第3次国連海洋法条約により、領海、大陸棚、排他的経済水域（EEZ）などが規定された。EEZは領海基線から200海里まで設定できる。また、大陸棚は最大350海里まで認められる。EEZ内では、海中・海底の生物及び天然資源の探査、開発、保存、管理を行うための、主権的権利を行使することができる。大陸棚では海底資源を管理下におくことができる。

EEZが規定されたため、以前は可能であった国後島と色丹島の間にあった公海部分、いわゆる三角水域での操業もできなくなった。この地域での漁獲は大幅に減った。

200海里を超える大陸棚については、2009年5月までに、自然延長を証明する地形や地質に関する詳細なデータを国連に提出する必要があったが、我が国は、北方四

島周辺海域については、測量、調査ができないため、何もできていない。

一方、ロシアは、北方四島を基点とした大陸棚を設定するとともに、オホーツク海の中央部に向けて、大陸棚の延伸を申請している。ちなみに中国は、東シナ海において、我が国との中間線を見捨て、沖縄トラフまでを「自国の大陸棚」として、国連に申請している。

このように領土問題は、領土そのものだけではなく、膨大な海洋権益も絡んでいる。

領域警備に関する海上保安庁と海上自衛隊の連携

1977年、我が国は、領海幅を3海里から12海里に変更した。この時、宗谷海峡、津軽海峡、対馬海峡東水道、対馬海峡西水道及び大隈海峡の5海峡を特定海域として「当分の間」領海幅を3海里に凍結するとし、通峡部に公海部分を残した。これらの海峡に領海12海里を適用すれば、核搭載艦の領海内通航を認めなければならなくなり、「非核3原則」に抵触することを懸念したためである。

しかし、同時に米国艦船のみならず、ロシア、中国の艦船が自由に通航でき、潜水艦も潜航したままで通峡できる。もちろん、このケースは国連海洋法条約で、EEZが規定されたことにより、当該海峡内にも沿岸国としての規制を設けることもできるが、我が国は規制していない。「当分の間」は今も続いている。

領海内の外国船舶の通航に関しては、国連海洋法条約により「無害通航制度」が適用されるが、我が国は、領海内の無害でない通航に関して国内法で具体的に規定していないため、海上保安庁による取り締りに支障を来している。平成13年の「能登半島沖不審船事案」で、北朝鮮の不審船を追跡した根拠は、領海侵犯ではなく、漁業法、関税法違反の容疑である。権限の行使、武器の使用も制限されている。警告射撃は認められるが、実際に船体を撃つことは禁じられている。命令を守らなければ撃つというのが警告射撃の目的であるはずだが、実際に撃てないのであれば、警告射撃の意味をなさない。

領域警備についても法制上の不備が多い。領域警備とは、我が国の領土、領海、領空の警備であり、EEZにおける我が国の国際法に基づく海洋権益確保のための警備も含まれる。海上自衛隊には、法令上明確に領域警備の任務は付与されていない。

領海、EEZ警備の役割を担っているのは、海上保安庁であるが、任務に比し、その勢力は、あまりにも少ない。例えば、我が国と韓国の海上保安機関間の比較でも、

韓国は GDP 比で予算が約 4 倍、徴兵制を採用している国とはいえ。海岸線当たりの隊員数は 14 倍である。しかも海岸線の警備は陸軍の担任でもある。海上保安庁の年間予算は、1820 億（22 年度）に過ぎない。海洋国家に相応しい勢力とはいえない。

有事においては、自衛隊法八十条（海保の統制）、海上保安庁法二十五条（海保の軍事活動の制限）で両勢力の行動の枠組みが定められている。平時においても連携の枠組みを設定し、国家資産である海上自衛隊を活用すべきである。もちろん、領域警備に関しては、司法警察権を有する海保が主管し、海自は補完的立場である。

しかしながら、現状においては両海洋勢力の連携は必ずしも有効に機能しているとは思われない。両者間の情報共有システムもなく、通信ひとつとっても円滑ではない。共同訓練もほとんど実施されていない。省庁間の壁が厚い。

海自は、戦後海保から分離してできた組織であり。海保の現在の業務は、戦前は海軍の所掌であった。共通の目的のために、共通の親を持つ組織が、勢力を結集して、それぞれの特徴を生かし、国家の確固たる意志の下で領域警備の役割を果たして欲しいと願っている。

おわりに

海上自衛隊の艦船が、我が国の領海でありながら、航行していない海域があり、中国の潜水艦が津軽海峡を潜航して通航できる状態にあるのは、不条理を乗り越えて、いかにも不思議である。「どうした日本」「立ち上がれ日本」と言いたくなる。

平成 8 年に第 17 掃海隊が瑯瑠瑯水道を、平成 9 年に輸送艦「ねむろ」が根室海峡を初航行し、ようやく道東方面における海洋勢力のプレゼンスを示し、不条理のひとつ解決してくれた。

津軽海峡には、動植物の分布境界線として、有名なブラキストン線がある。この分布境界線の次の北の境界線は、択捉島の北、ウルップ海峡にある。先に述べたように、国後島と野付半島間の水深は、6.3 メートルでしかない。北方四島は、氷河期は北海道と陸続きであった。動植物学的にも、地質的にも、北海道と北方四島は一体である。

何年か前のクイズ番組で、「日本の北端は」の問いに対し、稚内・宗谷岬を正解としていた。誠に情けない。我が国の北端は、択捉島のカモイワッカ岬である。宗谷岬には、今も「日本最北端の地の碑」が建立されている。これでは、国として「北方領

土」還せといっても、空しく聞こえるだけで、本気度を疑う。択捉島は、面積は沖縄本島の2.7倍、我が国最大の島でもある。教科書をみても領土に関する主権の主張は明確でない。まずは、国家としての意思を鮮明にし、国民・国家一体となって、国際社会に、あらゆる機会を捉えて、北方領土に関する主権を主張することである。

海上自衛隊各部隊の指揮官の部屋には、大概、地図が掲げられている。北方領土、竹島、尖閣諸島、沖ノ鳥島が抜けていることはないだろうか。EEZは、全て含まれているであろうか。

政治の不毛、法制上の不備を理由として、海上自衛隊は、領域警備の役割から目を逸らして欲しくない。輸送艦「ねむろ」の領海内初航行実現に至るまで、長い年月を費やしたように、自己規制に過ぎることはないだろうか。少なくとも、指揮官、全ての隊員、一人一人は、我が国の海を護るとの気概を持つことはできるし、普段の勤務の中で常に意識して欲しいと思う。

「ねむろ」の歓迎会で私に語った、あの歯舞漁業組合員は、存命している間に歯舞諸島から出漁できる日がくるのであろうか。

(了)

平成23年8月記